



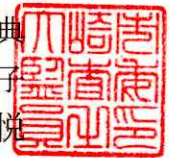
大崎市監査委員告示第3号

例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、大崎市監査委員が行う監査、検査及び審査の基準により例月現金出納検査を実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年2月10日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 検査の種類

例月現金出納検査

第2 検査の対象

令和4年12月取扱分の一般会計・特別会計の会計管理者、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の管理者の権限に属する現金出納状況

第3 検査の事項

①地方自治法第235条の4第1項に規定する歳計現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの収支日報、資金収支計画表、預金通帳・預金証書、収支月計表等の書類、残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。

②地方自治法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの収支日報、収支月計表等の書類等により計数及び現金残高を確認した。

③地方自治法第241条に規定する基金に属する現金で、既に記帳されている現金の出納については、基金等金融機関別預金調、基金定期・通知等預金証書、残高証明等により、計数及び現金残高を確認した。

④会計課の窓口で保管している税、使用料等の徴収現金については、領収書等の金額を照合するとともに、領収済通知書等の収入科目・年度等の区分について確認した。

⑤地方公営企業法施行令第22条の6に規定する現金及び有価証券については、預金通帳、預金証書、債券残高通知書、残高証明書等により計数及

び現金残高を確認した。

第4 検査の期日

令和5年1月25日（水）

第5 検査の結果

①一般会計・特別会計

現金の出納に関する諸帳簿・書類・証書等により計数及び現金残高等を確認した結果、適正に処理されているものと認められたが、事務執行上留意すべき事項を以下に記述する。

<個別指摘事項>

一般会計に係る収支月計表月末残高と指定金融機関からの収支日報月末残高において、差額が生じていた。入金取扱日の差異によるものであり、金額が特定されていることから、当該額を差引いた額で、計数及び保管現金が符合することを確認したが、正確性を期すべき重要な事項であることを再認識し、日々の確認や審査を十分に実施し、適正な事務執行に務められたい。

②水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計

現金の出納に関する諸帳簿・書類・証書等により計数及び現金残高等を確認した結果、計数及び保管現金に相違はなかった。